

施策③

生活困窮者の自立支援や属性を問わない包括的な支援体制の推進

社会経済状況の変化に伴い、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加する中で、平成27（2015）年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。経済的な困窮だけでなく、生活習慣をはじめ、家庭や人間関係、健康状況の問題等の様々な課題を抱える生活困窮者や、支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人等を、早期に把握し、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じた適切な支援につなげます。

また、近年では、相談者本人に限らず、育児、介護、障がい、貧困など、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、複合化、複雑化したニーズへの対応が困難になっています。

これらの課題に対応するため、これまで小平市が各分野で取り組んできた既存の仕組みや事業等を活かしつつ、分野別の相談支援と連動して対応できる体制の整備が必要です。

連動した体制整備の実施にあたり、支援を一体的に実施する重層的な支援体制が重要となります。①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援 の3本の柱をもとに、属性を問わない包括的な支援体制を推進します。

重層的な支援体制の一環として、市民にとって、相談しやすく、支援を受けやすい体制づくりを進め、相談支援に引き続き取り組むとともに、地域生活の中で、どこに相談すればよいかわからない「困りごと」をCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が受け付けるための、周知啓発や相談窓口のバックアップ等に取り組んでいく必要があります。

○各主体に期待される役割

市民の役割

- ・自らや家族等で解決できない困りごと等について、地域住民等や行政の相談窓口にご相談します。
- ・身近に困っている人がいたら助けあい、解決に困難を伴うときは関係機関につなぎます。
- ・支援を求めあえる地域関係の構築に取り組みます。

地域の役割

- ・市のなるほど出前講座「デリバリーこだいら」等を活用し、各種制度への理解を深めます。
- ・民生委員児童委員の訪問活動等により、支援を必要とする人の把握に努めます。
- ・身近な地域で主体的に地域生活課題を把握し、解決できるような支援を検討します。
- ・サービスが必要な人を把握するため、地域団体が連携・協力します。

行政の役割

- ・生活保護制度をセーフティーネットとしながら、生活保護に至る前の段階の自立を後押しする体制の充実を図ります。
- ・地域住民等では解決が困難な課題に対し、福祉以外の分野も含めた様々な関係機関と連携して、適切な支援を行います。
- ・複合的な課題を抱える人の課題解決につなげる、包括的な支援体制づくりに取り組みます。

< 施策の展開（主な事業・取組） > ※表の内容は後日更新予定

No.	事業項目	概要	担当
1	生活困窮者自立支援事業の充実	生活困窮者自立支援制度に沿って、様々な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計相談支援事業、学習支援事業等により、個々の状況に応じた包括的な支援を実施し、生活困窮者の自立の促進を図ります。	生活支援課
2	相談窓口の周知と関係機関との連携の推進 (78ページ再掲)	各種相談窓口の周知と充実を図ります。また、相談者本人のみならず、相談者が属する世帯が抱える、様々な課題を把握し、関係機関とのより一層の連携により、適切な支援につなげます。	市民協働・男女参画推進課 子育て支援課 保育課 生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課 健康推進課 社会福祉協議会
3	地域における住民主体の課題解決のための仕組みづくり (ページ再掲)	地域共生社会の実現に向けた国の制度改正等の動向を注視しながら、住民の身近な地域で、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるよう支援する仕組みづくりに取り組みます。	生活支援課 関係各課 社会福祉協議会